

富田林市SDGsパートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市のSDGsの達成に向けた取組及び本市が令和2年7月に選定されたSDGs未来都市としての取組を、地域のステークホルダーの参画とパートナーシップにより推進するため、SDGsの達成に向けた活動に取り組む企業・団体等をSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）として登録し、その取組を広く周知するとともに、パートナー間の連携を促進し、もって市内におけるSDGsの推進及び持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) SDGs 平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標をいう。
- (2) SDGs未来都市 内閣府地方創生推進室が選定したSDGsの達成に向けて先進的な取組を行う自治体をいう。
- (3) 企業・団体等 本市内に事業所等を置く企業、団体、教育機関、特定非営利活動法人等をいう。
- (4) 年度 毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

(パートナーの取組)

第3条 パートナーは、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) SDGsの普及啓発及び理解促進に関すること。
- (2) SDGsの理念に沿った活動の実践に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、SDGsの推進及び持続可能な地域づくりに関すること。

(パートナーの対象)

第4条 パートナーとして登録できる者は、SDGsの達成に向けた活動に取り組む、又は取り組む意欲のある企業・団体等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) SDGsの達成に向けて、代表者の考えが宣言されていること。
- (2) SDGsの達成に向けた具体的な活動内容を市長に報告していること。
- (3) 法令等を遵守しており、かつ、過去に重大な法令等の違反がないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(登録の申請)

第5条 パートナーの登録を申請しようとする企業・団体等（以下「申請者」という。）は、富田林市SDG s パートナー登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) SDG s 宣言書（様式第2号）
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (登録)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査の上、相当と認められた場合は、パートナーとして登録し、富田林市SDG s パートナー登録通知書（様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の登録を行ったときは、パートナーに対し、それぞれのウェブサイト等での活動内容の公表を促すとともに、SDG s の達成に向けて積極的に取り組む企業・団体等として、本市ウェブサイト等で周知するものとする。
- 3 市長は、パートナーに対し、別に定めるオリジナルロゴマークの使用を認めるものとする。

(登録の有効期間)

第7条 パートナー登録の有効期間は、前条第1項の登録の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の有効期間満了日の1ヵ月前までに、富田林市SDG s パートナー活動状況報告書（様式第4号）により、パートナーから活動状況の報告があった場合は、有効期間を1年延長するものとし、以後もまた同様とする。この場合において、市長は、必要に応じて、当該活動状況報告の参考となる資料の提出を求めることができる。

(登録の変更)

第8条 パートナーは、やむを得ない事由により第5条の申請の内容に変更が生じたときは、富田林市SDG s パートナー登録変更届出書（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第9条 市長は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合
 - (2) 法令等に違反する重大な事案が発生した場合
 - (3) SDG s の達成に資する活動について実態がないことが判明した場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、パートナーとして不相当と認める場合
- (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。